

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		<p>び取組強化</p> <p>(2)臨時職員の導入や事務の効率化により生み出された人材等を活用した一時的増員・人員の集中投入による取組強化</p> <p>(3)IT技術の活用等による生産性の向上</p>	<p>収納率（徴収率）の改善状況 〔項目〕〔18年度／22年度（見込み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 [95.1%／95.3%] ・国民健康保険料 [82.9%／84.3%] ・住宅使用料 [98.6%／99.3%] ・保育所保育料 [94.8%／96.8%] ・介護保険料 [95.6%／97.1%] 	<p>(18年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税推進のための民間オペレーターの活用 (20年4月) ・国民健康保険料の滞納整理指導員を雇用 (20年6月) <p>IT技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理システムの拡充 (18年7月) ・電子申告システムの運用開始 (18年1月)
③受益と負担の関係の適正化		<p>市民が受益している制度について、時代の変化を踏まえ、負担水準が施策目的や受益と負担の観点に照らして適当かを検証して、必要に応じて見直しを実施する</p>	<p>使用料や手数料などを他都市状況や社会情勢の変化に照らし、適切な受益者負担を求めたことにより、次の結果を得ることができた。</p> <p>料金改定に伴う予算影響額（理論値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18年度の見直し成果 (平年度化ベース 21億円増収) ・19年度の見直し成果 (平年度化ベース 2億円増収) ・20年度の見直し成果 (平年度化ベース 2百万円増収) ・21年度の見直し成果 (平年度化ベース 24億円増収) ・22年度の見直し成果 (平年度化ベース 27億円増収) 	<p>18年度の見直し 火葬料及び許可業者ごみ搬入手数料の改定、粗大ごみ処理手数料の新設など</p> <p>19年度の見直し 再生資源業者への減額措置の廃止、65歳以上市外居住者にかかる公園使用料及び動植物園使用料の有料化など</p> <p>20年度の見直し 定時制高等学校授業料の改定など</p> <p>21年度の見直し 納骨堂使用料、北霊園使用料・管理料、住宅使用料、道路占用料、港湾施設使用料の改定、栄養専門学校入学科、合葬式墓地使用料の新設など</p> <p>22年度の見直し 高等学校授業料の無償化、保育所保育料、犬又は猫の引取り手数料、市民病院分べん料の改定 など</p>
④新たな収入源の模索		<p>既存の歳入を補完するものとして、新たな収入を確保する</p> <p>(1)課税自主権の活用 徹底した行財政運営コストの効率化・市政改革を進めた上で、市民の理解を得ながら課税自主権について検討を実施する</p> <p>(2)市有財産の有効活用</p>	<p>右記研究会における検討結果を踏まえ、法人市民税法人税割の超過課税の延長実施。また、市有財産の有効活用を図り収入を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物や行政財産等を活用した広告事業効果額（※） 18年度：3,577万円 19年度：9,200万円 20年度：10,211万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等から広く意見を聴取するための研究会（「税財政のあり方に関する研究会」）を設置し、課税自主権の活用方策をはじめ税財政に関する諸問題の検討を行い、課題を整理（18年10月～） ・ホームページへのバナー広告、市政だよりなどの印刷物への広告（18年度～） ・庁舎エレベーター内への広告など（20年度～）

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		監理団体分を含む本市所有財産の処分、有効活用や業務に付随する収入の確保を図る	21年度：11,577万円 22年度：16,300万円（見込み） ※広告事業効果額とは、「広告料収入」＋「歳出削減額」 また、公営企業会計実施分は除く ・未利用地の売却を促進 売却実績（全会計ベース） 約1,097億円	<ul style="list-style-type: none"> ・駅構内スーパーコラム（柱巻き）広告など新規媒体による増収対策（17年度～） ・長居球技場においてネーミングライツを実施（22年8月） ・スポーツ施設内壁面広告の導入（22年度～） ・地下鉄駅構内への店舗出店（19年度～）
II 資産の流動化				
1 施設の利用率の向上	①利用者制限の緩和	(1)施設の設置趣旨やその事業目的によって年齢などの利用者制限を設けた施設があり、利用率向上には制限の緩和が必要である。 (2)制限の緩和では、本来の事業対象者の利用が妨げられない範囲内で、申し込みの弾力的運用等を行う。	貸館事業などにおいて利用者制限の緩和など、施設の弾力的運用により利用率の向上が図れた。 利用率50%以上の施設 18年度：全166施設中、93施設 21年度：全161施設中、116施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場への業者受入条件の緩和（18年6月） ・こども文化センターの貸館事業の利用者制限の緩和（18年8月） ・長居陸上競技場のコンサート会場使用許可（19年9月～） ・鞆公園テニスセンターのセンターコートコンサート会場使用許可（20年10月）
	②一元的な利用案内情報の提供	(1)それぞれの管理者が発信している利用案内情報を横断的に網羅した一覧表を作成し、ホームページ上で公開する (2)将来的には施設を一括管理し、より効率的な情報案内や管理運営を実現する。	本市ホームページに「施設案内」を設け、市民利用施設を目的別、エリア別などに分類した情報を掲載し、効率的な利用案内ができるようになった。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページに「施設利用案内」を設置（18年3月） ・本市ホームページの全面リニューアルに伴い「施設案内」として改修（21年3月） ・ホール等の施設空き情報を一元化して情報を掲載（22年10月）
	③利用率の向上	利用者制限の緩和や一元的な利用案内情報の提供を行い、少なくとも利用率50%以上を達成する	利用者制限の緩和と利用案内情報の提供の充実などの取組により、利用率の向上が図れた。 利用率50%以上の施設 18年度：全166施設中、93施設 21年度：全161施設中、116施設 利用率が上昇した施設（H18→H21）の割合：82.6%（161施設中133施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入による民間事業者のノウハウ活用（18年度～） ・利用者ニーズに合わせた運営見直し（18年度～） ・利用区分（利用時間帯）の細分化 ・利用時間の延長 ・開館日の拡充 ・閉館曜日の見直し ・施設利用の申込み日を6月前から1年前に変更